

学位論文審査基準

大学院研究科委員会は、修士学位論文審査委員会の報告に基づき審議し、学位を授与すべきか否かを決議し、学長は、大学院研究科委員会の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。なお、大学院研究科委員会は、審査に合格した者に、修士学位論文発表会を開催する。

＜修士論文コース 審査基準＞

- 1.新規性があり看護学的な意義が明確である。
- 2.国内外の文献検討の結果に基づき、研究課題を設定している。
- 3.研究目的に適った研究方法を適切に使用している。
- 4.倫理的に十分な配慮がなされている。
- 5.結論は研究結果と考察から適切に導かれている。
- 6.論旨が明確、論理的かつ一貫性がある。

＜特定課題研究コース 審査基準＞

- 1.研究課題は、研究者自身が直面する院内（施設内）教育に関わる特定の現象に着眼しており、自身、および同様の活動に携わる看護職者の教育実践力向上に寄与する。
- 2.病院（施設内）の教育に関わる課題克服につながる知見を提示している。
- 3.研究課題に応じて必要となる倫理的配慮が実施されている。
- 4.研究課題の必要性に応じて倫理審査委員会の承認を得ていることが記載されている。
- 5.文献および関連資料を検討した結果に基づき、課題の背景・課題解決の意義を明確に論述している。
- 6.研究の目的と目標が明確である。
- 7.研究目的に適った研究方法を適切に使用している。
- 8.文献を使用し結果を解釈している。
- 9.研究目的と考察に一貫性がある。
- 10.結果と考察から結論を導いている。
- 11.引用文献の表記が適切である。
- 12.図と表の表記が正確である。
- 13.文法上、誤りのない文章により論文は記述されている。